

歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和 8 年 7 月 23 日

独立行政法人水資源機構
利根川下流総合管理所長
奈良 洋幸
(公印省略)

1. 目 的

この歩掛参考見積の募集は、霞ヶ浦開発管理事業で予定している工事の積算の参考とするための作業歩掛を募集するものです。

2. 歩掛参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 水資源機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（令和 2 年 12 月 21 日付技契第 445 号）に基づき、利根川水系及び荒川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 歩掛参考見積書の提出等

歩掛参考見積書は、次に従い提出してください。

- (1) 歩掛参考見積書は、作業項目毎に必要な作業員、資機材の人数等を記載して提出して下さい。

なお、歩掛参考見積書の様式は別紙「参考資料」のとおりとします。

見積有効期間は令和 9 年 9 月 30 日とします。

- (2) 提出期間：令和 8 年 7 月 29 日(水) から令和 8 年 8 月 4 日(火)まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
午前 9 時から午後 3 時まで

- (3) 提出先

独立行政法人水資源機構 利根川下流総合管理所長 奈良 洋幸 宛

【担当】経理課 松尾、柘植、宮本

〒300-0732 茨城県稲敷市上之島 3112

TEL 0299-79-3311 FAX 0299-79-3316

- (4) 提出方法

書面は持参、郵送又はファクシミリ（社印があること）により提出するものとします。

4. 歩掛参考見積書内容

- (1) 工事基本条件

1. バックホウ浚渫船による浚渫工事において、発生する浚渫土を土運船により運搬する場合の見積を徴取するものである。

1 日当たり浚渫量や運搬距離等の見積条件は、下記（2）に示す。

(2) 工事作業項目、作業内容

見積条件は下表のとおり。

1) 土運搬船による浚渫土運搬

1 日当たり浚渫量に対する「土運船による浚渫土運搬」に要する歩掛参考見積書を提出してください。（別紙「参考資料」を参照。）

作業項目	作業内容	1 日当たり 浚渫量	運搬距離
浚渫土運搬 1	土運船による浚渫土 運搬	215m ³ /日～ 645m ³ /日	片道 35 km 超～45 km 以下
浚渫土運搬 2			片道 45km 超～55km 以下
浚渫土運搬 3			片道 55km 超～65km 以下
浚渫土運搬 4			片道 65km 超～75km 以下
浚渫土運搬 5			片道 75km 超～85km 以下

※1：想定浚渫土量は 1 箇所あたり 1,000m³/箇所～3,000m³/箇所程度とします。

※2：土運船の規格は 200m³ で、積載量は 160m³ とします。

※3：1 日当たり浚渫量 215m³/日～645m³/日に対して、運搬距離の異なる 5 種類の歩掛参考見積書を提出して頂くことになります。

2) 沈下板設置

「沈下版の設置」に要する歩掛参考見積書を提出してください。（別紙「参考資料」を参照。）

作業項目	作業内容	数量	備考
沈下板設置 1	沈下板設置およびロ ッドの取付	12 本程度	ロッド長 3m
沈下板設置 2		1 本程度	ロッド長 2m

※1：設置場所は捨石突堤に設置するものとします。

※2：ロッド長は湖底が Y.P. 0m 程度の場合は 2 本、Y.P. -0.5m 程度の場合は 3 本とします。

※3：沈下板設置に対して、ロッド長の異なる 2 種類の歩掛参考見積書を提出して頂くことになります。

(3) その他

西浦と北浦の間で浚渫土を運搬することを想定していますが、土運船の隻数の制約のほか、この場合に留意すべき点等があれば、歩掛参考見積書に記載してください。

(4) 工事費の構成と歩掛見積徴取範囲

- ① 本歩掛参考見積を適用する工事費の構成は、当機構が別に制定する「積算基準及び積算資料（各編）」（以下「基準書」という。）によるものとします。
- ② 歩掛参考見積徴取範囲は基準書で定義されている直接工事費のうち、上記（2）「工事作業項目、作業内容等」を実施する為に必要な作業員、資機材の人数等を徴取します。

(5) 作業員の職種と定義

国土交通省が公表している「令和 8 年度公共工事設計労務単価」における「調査対象職種の定義・作業内容」によるものとします。

5. 募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

- (1) 提出期間：令和8年 7月23日(木) から令和8年 7月28日(火)まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
午前9時から午後3時まで
提出場所：3. (3)に同じ。

- (2) 提出方法：3. (4)に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

- (1) 閲覧期間：令和8年 7月31日(金) から令和8年 8月4日(火) まで
(2) 閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 歩掛参考見積書作成及び提出に要する費用

歩掛参考見積書提出者の負担とする。

8. ヒアリング

提出していただいた歩掛参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

9. その他

この歩掛参考見積書をご提出いただいたことで、工事の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた歩掛参考見積書は、工事積算の目的以外には使用いたしません。